

# 日本における国際赤十字社連盟と フローレンス・ナイチンゲール

## International Federation of the Red Cross Society and Florence Nightingale in Japan

---

松 野 修

MATSUNO Osamu

Some Japanese writers have noted that prior to World War II, and even today, some people mistakenly believed that Florence Nightingale was responsible for the formation of the International Federation of the Red Cross Society. However, it should be noted that this misperception results not from mere confusion or misunderstanding, but rather from deliberate actions taken to symbolize the organization.

In the Meiji Era, it was rare to speak of Florence Nightingale without connecting her to the Red Cross Society or the Geneva Treaty. In symbolizing the concept of "philanthropy", a solemn virtue said to transcend nation and religion, it was preferable to employ Florence Nightingale, a young, secular aristocrat, rather than Jean Henri Dunant, a distinctly Christian philanthropist.

The Red Cross Treaty, rooted in this idea of philanthropy, was the first international treaty concluded between the Japanese government and the Western powers. Japan's entry into the treaty served as evidence of its qualification as the East's only civilized nation. "Philanthropy" as embodied by Florence Nightingale was an important issue directly connected with international politics in the broadest terms, including war. Philanthropic behavior was strictly demanded of Japan's citizens, especially on the battlefield.

キーワード：ナイチンゲール，赤十字条約，博愛，道徳

### 第1節 先行研究

本論に直接関係する先行研究に限定して言及する。我が国におけるナイチンゲール(Nightingale, Florence, 1820-1910)に関する雑誌記事，単行本の書誌については吉川龍子，金井一薫，金井きよみの研究がある。これらの成果を頼りに文献を収集し整理した。ただしこれらの研究は書誌情報の報告を主要な課題としており，各々の記事の内容分析にまで至っていない。しかし中には重要な

指摘もある。吉川（1988）の「赤十字の創設者アンリー・デュナンの名は、日本ではナイチンゲールの名声のかげに隠れていた」との指摘にヒントを得て、本論では赤十字社ほかの記事も調査対象に含めた。稲垣も、日本赤十字社の活動は忠君愛国主義と反しない論理をみごとに展開した有賀長雄の論文を引用し、ナイチンゲールと日本赤十字との関係を簡潔に解き明かしている。これら記述を元に戦前日本における「博愛」の意義に思い至った。

## 第2節 看護婦養成機関の設立とナイチンゲール

1871（明治4）年、サミュエル・スマイルズ著、中村正直訳『西国立志編』の出版後、日本でも女性を主人公とする評伝が翻訳出版されるようになった。しかしそこで取り上げられたのは「英国女王ヴィクトリア、エジプト女王クレオパトラ」などの女性政治家や（関 1877）、「フランス チュークバアノン公の夫人タツチェス」（田島 1881,1886、桜井 1893）など有力者の夫人であって、世俗の女性がとりあげられることはなかった。そんな中で、世俗女性に関する最初期の人物としてフローレンス・ナイチンゲールがとりあげられるようになった。

フローレンス・ナイチンゲールに関する言説は、初めは日本における看護婦養成機関の設立とともに広まったと考えられる。現在著者が把握している限りで、ナイチンゲールに関する最初の雑誌記事は京都看護病学校の設立趣旨書の中にある。1889（明治19）年同志社の創立者、新島襄らは日本で二番目の看護婦養成機関を設立し、ナイチンゲール看護助産学校でも学んだリンダ・リチャーズ（Linda Richards）を指導者として迎えた。これに先だって、1872（明治15）年高木兼寛らが創設した有志共立東京病院では、1884（明治17）年10月から看護婦教育を開始している。高木兼寛は1875（明治8）年から1880（明治13）年までナイチンゲール看護助産学校を擁するセント・トーマス病院医学校に留学していたのだから、ナイチンゲールについての記事をどこかに書いているにちがいない。ナイチンゲールと浅からぬ関係を持つ日本赤十字社も1892（明治22）年6月から看護婦養成を開始した（日本赤十字 1911,p.123）。

『女学雑誌』（1889）の「京都看護病学校設立趣旨書」はその冒頭で、「看病婦学校の<sup>はじめ</sup>権興」はクリミア戦争でのナイチンゲールの活躍と、彼女の功績を称えた義捐金が基礎となった旨を説明し、クリミアでの活躍を以下のように記述している。

「彼の有名なるクリミアの役に英国の士卒多く傷を蒙り、亦多く病に罹りしかば戦地なる軍人病院に於て看病人の欠乏を告ぐる事頗る急なりしに由り、英国政府乃ち遍く全国の女子に訴へて以て其看病人を募集せしに、勇婦烈女の之に応ぜしもの尠からざりしが、其中最も有名なるものは即ち彼のフロレンス、ナイチンゲールなり。彼れ衆に先て出で至誠人を憐むの心、真実基督を愛するの情に励まされ、富裕なりし我住家・安穩なりし我郷国を離るゝを厭はず。戦場に暴露し弾丸を犯すの覚悟を以て遠く異郷の客となり、傷士病兵卒の為に其勞を惜まず、日夜孜々必死以て其職を尽せしかば、患者皆其恩愛に感じナイチンゲール女の影をしも慕ひしと云ふ程なり」（p.272）。ナイ

チンゲールが戦場へ派遣された背景には「士卒多く傷を蒙」ったのみならず「亦多く病に罹」したこと、彼女の志願はキリスト教的な博愛精神に基づくものだったこと、患者は「ナイティンゲール女の影をしも慕」ったことなどを簡潔かつ的確に伝えている。

### 第3節 日本赤十字社と忠君愛国

#### 第1項 大山巖「赤十字條約解釈」

ナイチンゲールに関する記事は1890年代からにわかに増加する。その背景には日本政府の国際赤十字条約への加盟と日本赤十字社における看護婦養成の本格化があった。

1889（明治19）年6月、日本政府は赤十字条約に加盟し、陸軍大臣・大山巖はこれを機に自ら筆を執って「赤十字條約解釈」を著し、1890（明治20）年4月23日、軍人軍属に「遍ク熟読恪守」させるだけでなく「予備役後備軍体員兵員ニ在テハ本文同様熟読恪守セシムル」よう司令した。「條約解釈」には文字の読みだけでなく、難解な熟語には意味を解説するルビも振られており、将官のみならず兵卒にも周知徹底せしめんと意図が窺われる。この時代、陸軍大臣は教育者でもあったのだ。「條約解釈」の冒頭では、戦い既に決し敵が抗戦の意志を失えば攻撃を加えてはならない旨、以下のように諭している。

「往昔は戦争といえハ敵を殲し財産を掠めて尚ほ飽くこと無かりしか、人智開け法律整ふに随ひて戦争の主義も亦共に改まり、敵と雖とも我に抗敵の心を滅し、其力を失へば即ち之を敵視することなし。故に彼我対戦するも、彼に於て兵器を棄て亦は抗敵ふ状態を止むる時はすなはち之を敵と見做さざるを法とす」（宮井1889, p.34-35）。その昔、戦争といえば敵をみな殺しにし、敵国の人びとの財産を盗み、それでも飽きたらずにやりたい放題の乱暴をはたらいた。しかし文明が進み法律が整備されるに従って戦争のありかたも変わってきた。今では、たとえ敵であっても抵抗の意志なくし、あるいは戦う能力を失えば敵とは見なさない。戦闘中であっても兵器を捨て、降伏したときにはこれを敵として扱わないように定めていると説き、その上で本文では将兵に掠奪殲滅を戒め、負傷者は敵味方の別なく救護するよう逐条して詳細に解説している<sup>1</sup>。「赤十字條約解釈」はこれより後、隊内で使用される教本や、社会人を対象に編纂された軍隊読本を通じて広がっていく。国立国会図書館近代デジタルライブラリーを検索すれば、砲兵第一聯隊（1888）、歩兵第十六聯隊編（1889）、河井（1889）年などに「赤十字條約解釈」を元にした簡潔な問答が載せられていることがわかる。

ただし「赤十字條約解釈」はその由来を「赤十字條約は西曆千八百六十四年即ち我が元治元年甲子の年八月に瑞西国ヂュ子一ヴ府に於て瑞西等十二ヶ国の會議にて成立し、赤十字社を同府に置き他の同盟各国に各支社を設けたり」としているだけで（宮井, p.38）、条約実現までの経緯について説明がない。条約の由来を説いたのは各種の雑誌記事や赤十字社自身による宣伝活動だった。

<sup>1</sup> 全文は宮井（1889）に収められ、DL.M.E.で閲覧可。

## 第2項 石黒忠憲『赤十字幻燈演述』

石黒<sup>ただのり</sup>忠憲『赤十字幻燈演述』(1891)は、日本においてナイチンゲールと赤十字社とを結びつけるのに重要な役割を担った。これは日本赤十字社の役員であり、陸軍軍医総監でもあった石黒忠憲が赤十字社活動を普及宣伝するために自ら原稿を著し、写真を選択し、画家に依頼してガラス絵を描かせた教材集で、日本で最初の視聴覚教材とも言われている。石黒(1897)には「明治二十三年の年末より演述按の稿を起し妻久賀子と謀て図按を撰み、遂に此幻燈演述を創めたり」とあり、夫人も編集に与った(p.3)<sup>2</sup>。初演は1891(明治24)年7月14日、芝離宮で「皇后陛下及皇太子殿下」を前に披露された。この夜は石黒忠憲が口述し久賀子夫人が幻灯を操作した。夫婦揃ってたいへんな熱の入れようである。1893(明治26)年改訂版では冒頭に石黒忠憲自身の肖像を挿入し、「拙者は日本赤十字社員石黒忠憲なり。[中略]今夕は此盛会の為に○○○○君に演述の勞を囑託せり、諸君は○○○○君の述べられるゝ処を余と思ひて聴き玉はんことを希望す」と口述するよう指示している(石黒1893, p.4)。石黒以外の者でも講演できるようにした配慮である。

幻灯会では石黒忠憲の次にアンリ・デュナンではなく、フローレンス・ナイチンゲールの肖像を映す。「今を去ること三十八年前、西洋の千八百五十三年より六年まで四年に亘り仏英の二国合縦して魯国と戦ふたることあり。「クリミヤ」の戦是なり。此の戦は此百年以来に名高き大戦にて、加之氣候悪くして疫病流行し、病者は營舎・天幕・軍艦に充ち、死者は山野に横り、其惨状目も当てられざしりが、此時英国のフロレンス、ナイチンゲールといへる貴嬢あり(第一号)」と彼女の事跡から実質的な講演を始めている(石黒1891 b, pp.1-2)。なお(第一号)とは、この箇所では第一号の図を投影するとの指示。デュナンについては「瑞国ヘンリーデュナントといふ人、戦況視察の為に戦地を實踐したるに、[中略](第二号)「ソルフェリノ」紀念と題せる冊子を著し刊行して世に公にし、遂に救護会社の起さざるべからざる事を思ひ立ち」(pp.4-5)とあるだけで、ナイチンゲールについては無論のこと、デュナンについても宗教的な観点からの説明は完全に払拭されている。続く赤十字標章の由来に至っては、キリスト教との関連が積極的に否定されている。「白地赤十字の標章は全く瑞西国の国旗の裏を取りたるものにして、別に宗門等の関係に出たるものにあらず。一体此赤十字社なるものは宗旨党派人種等には毫も差別なきものにして、其平常は宗旨又は党議等の相違するより、常に互いに相敵視する中にてても、此赤十字事業に付ては共に一堂の内に会して事を詢り、業をなすものにして、此赤十字の標、遂に戦時局外中立の徽章となりて、世界万国に知れ渡るに至れり」(p.6)。

赤十字旗はデュナンの故国スイスの国旗を元に赤白を反転させたにすぎず、キリスト教とは何の関係もないとの弁明である。当初、国際赤十字社の設立運動がヨーロッパ内で展開され、その域内でコンセンサスを獲得する過程では、国境を越える共通の価値観としてキリスト教の博愛精神に訴え、十字架を象徴として持ち出すことは戦略的にも当を得ていた。しかしその運動がさらに拡大してキリスト教文化圏を越えようとしたときには、かつては有効だったこのシンボルはたちまち障害

<sup>2</sup> このスライドは北野(2003)に載せられている。

となった。現に現代においてもイスラム教圏においては赤新月旗の使用を認めざるを得ないでいる。けれども日本赤十字社はアジア文化圏内にありながら、いち早く十字架の使用に適応してきた。それは国際赤十字条約に加盟し、よってアジアの文明国たることを内外に誇示することが日本の国際戦略として喫緊の課題だったからである。

なればこそ『赤十字幻燈演述』は条約加盟について、わが国は文明国としての資格審査を経た上で加盟を許されたのだと誇らしげに説く。「近年は欧州文明国にては此同盟に入らざれば自ら其国の品位何となく卑しき如き感ある故に、加盟を請ふ邦国日々に増加す。随て容易に加盟を許さず。此に加盟するには大約四個の資格を調査証明する事となれり。其一は其国の宗教、其二是其国医学の程度、其三其国が戦時傷兵に遇する歴史、其四其国の民俗が戦時傷兵に対する心事実例是れなり」(p.10)。日清戦争後に刊行された『西洋傑婦伝 第二編 ナイチンゲール』はこの事情をもっと率直に語っている。「東洋に於ける締盟国は我邦の他に暹羅<sup>シヤム</sup>一国あるのみ。不幸にして我隣邦支那朝鮮は今日に至るも未だ加盟せざるなり。否、せざるにはあらず。する能はざるなり。[中略] 博愛愛仁寛厚の赤十字なる文明的行動が、果して彼等によりて適当公明に履行せらるべきかは、甚危き限りなり。[中略] 彼等は列国の間に相等の有資格者たることを認識せられざるなり。東洋に於ける締盟国は実に我国を以て嚆矢とせり」(勁林園主人 1901, p.149)。脱亜入欧論の変奏である。

### 第3項 有賀長雄「日本赤十字社の優占」

日本赤十字社の設立は、日本が国際社会で対等な待遇を得ること(入欧)を動機としていたが、我が国の文化的背景に遮られ、キリスト教によって隠喩される宗教的権威には依拠できなかった。そのためシンボルとしての十字架を脱宗教化しつつ、天皇の権威に直結させることで日本赤十字社の国内での威信を高め、もって国民を動員しようとした。日本赤十字社のこの特性は戦前の国際法学者、有賀長雄によって次のように描き出されている。

有賀は〈日本赤十字社の特徴は忠君愛国主義にある〉と明確に説く。「外国の赤十字社は多く宗教上の観念に基拠する所あり。之に反して本邦の赤十字社は純潔たる忠君愛国の情より起り、且つ徴兵の制度と密接の関係あり。是亦他国に於て更に類例を見ざる所たり」(p.18)。ほんらい赤十字社は宗教団体ではないし、その徽章たる赤十字もキリスト教とは直接関係がないにしても、西洋においてはその活動は宗教団体の活動と密接に関係している。「特志看護婦の如きも多分に尼寺の出す所にして、之を出家看護婦と称し、独仏戦争に於ては大功ありしなり」(p.19)。むしろ西洋の赤十字社がこういう性格を持っているからといって、それに弊害があると言うのではない。我が国の実情とはこの点で異なっていると指摘しているにすぎない。「本邦に於て吾人が赤十字社の事業に熱心なる所以のものを分析せば、二あり。曰、特志救護の事業を盛にするは至尊の嘉みし給ふ所なるを以て、熱心従事し、以て臣子の分を尽さんとすること。及び我が病傷兵士は国民に代りて身命を投じ、国家の防御に力を尽さんとす此の不幸に逢ひたるものなれば、国民たる者は之を救護し、此を愛恤せざるべからずと感ずること是なり。一言以て之を掩へば、我が赤十字は忠君愛国の情に依りて立つものなり」(p.19)。赤十字社の活動は皇室の意志を体現するものであるから忠君である。戦時に

あつては徴兵に応じ国のために戦うのは愛国の行為であり、この兵士を救護するもまた愛国の行為である。「国民に代り、国家の防衛に尽力する為に生命を危きに置かんとする者を出すは徴兵の法に在り。因て赤十字の事業は、此の徴兵の法と相待ちて、永く国家の掩護と為らんことを疑はざるなり」(p.19)。1945年までの日本にあつて、日本赤十字が掲げる博愛のスローガンは忠君愛国と相反するどころかこれを補足し、忠君愛国の正当性を担保せしめる契機であつたことを見事に説明している。

大山巖は赤十字条約への加盟は「我軍人軍属をして此幸福を享けしめんとするの聖慮」によるものであること、したがつて「<sup>まんいつこのうやく</sup>万一此條約に反ける行為ある時は<sup>そむ</sup>畏くも<sup>ふるまひ</sup>皇帝陛下の<sup>とき</sup>至仁<sup>かしこ</sup>至慈なる<sup>くわうていへいか</sup>聖慮<sup>しじんしじ</sup>に<sup>せいりよ</sup>乖<sup>そむ</sup>き、<sup>くに</sup>国の品位を<sup>ひんい</sup>墜<sup>を</sup>す」結果となるとの訓戒を繰り返している(宮井, pp.35-36)。日本赤十字社の総裁は皇后がこれを務め、皇后自らが總會に臨席し、赤十字病院をしばしば訪問したこと、そもそも赤十字病院の建設に際しては皇室から多額の下賜金があつたことなど、日本赤十字社と皇室との特別な関係については国民に向かつて繰り返されし宣伝されてきた。

戦前日本の赤十字社は政府補助機関としての位置に甘んじていたことがひとつの「優點」だつたとしても(有賀, p.16)<sup>3</sup>、皇室の權威を借用したのは日本だけの特質ではない。そもそも国際赤十字条約の実現に奮闘した国際法学者らは当初から、各国政府を説得するにあつて皇帝や王室の權威に訴えてきた。デュナンは王室の權威を梃子として利用しただけでなく、各国における戦時救護活動の事例を発掘して説得にあつている。『ソルフェリーノの紀念』にはミラノ大司教聖カルロ・ボルロメオ、カステル・モロンのベザンゼス司教、ブザンソンの修道女シスター・マルト、クリミア戦争におけるフランスの修道女たち、ロシア大公后エレヌ・ポーローナ、そしてイギリス陸軍看護団長フローレンス・ナイチンゲールとメアリ・スタンレーの名前を挙げている(デュナン, pp.158-162)。

日本赤十字社はキリスト教の聖者やロシア皇太后(!)の事跡を引くわけにはいかないので、ナイチンゲールをそのシンボルとして選択したのだつた。1901年(明治34)年の時点で「我邦赤十字社病院看護婦学校(及各县支部)にては、生徒卒業の際に<sup>かならず</sup>必<sup>かならず</sup>嬢[ナイチンゲール]の写真一葉づゝ下付して、以て座右の銘に備へしめ居れり」とある(勤林園 1901, p.179)。日本赤十字社は生前のフローレンス・ナイチンゲールともコンタクトをとるべく努めてきた。石黒忠憲は赤十字社幹事松平乗承と共にロンドン在住のフローレンスを表敬訪問した(石黒 1891b, p.4, 勤林園 1901, p.181)。津田梅子は1899(明治32)年春、フローレンスに面会し、日本での赤十字社の活動について報告している。翌1900(明治33)年夏には文部省派遣留学生安井哲子がフローレンスを訪問。「私は日本の国では誰人も嬢の名を知らぬものゝないこと、我邦赤十字社会員の増加のこと、及び、皇后陛下を始めとして諸貴顕の御夫人方の斯業に付いての御熱心御尽力の模様——を御話ししましたら嬢は大層御喜びになつた」とインタビューに答えている(勤林園 1901, p.185)。フローレンス 80 歳

<sup>3</sup> オリーヴ・チェックランドはこうした日本赤十字社の特性を指摘したうえで、日本ではボランティア精神が理解されず、国際世論そのものを敵に回した後の日本では、政府から独立して活動する余地はなく、全くの無力に陥つたとしている。ナイチンゲールの登場はクリミア戦争中での自由な報道に後押しされたものだつたこと、彼女の活躍は多くのボランティアに支えられて実現したことを考え併せると、日本赤十字社がそのシンボルとしてナイチンゲールを掲げたことはいかにも皮肉だつた。

の年、1900（明治33）年には日本赤十字社総裁、皇太子妃が彼女に親書を送っている（クック第3巻,p.385）。

### 第3節 ナイチンゲール神話の確立

赤十字社とナイチンゲールとを関連づける記述は、北山初太郎訳『フロレンス・ナイチンゲール』や、「フロレンス、ナイチンゲール嬢小伝（其三）」『日本赤十字』などの記事から現れる。それらの中でも徳富蘆花が1894（明治27）年8月時恰も日清戦争開戦直後、『家庭雑誌』に連載した「史談 修羅場裡の天使（ナイチンゲール女史の事跡）」は出色の出来である。

「今や戦端已に東洋二大帝国の間に開け、我幾多の同胞は我等に代つて陸に海に血戦した血戦せんとしつゝあるの時、四十年前東欧の戦場に淑良優美の一婦人が、幾万の鬚髭男子を以てするも猶為す能はざる事業を為して、其本国を初じめ世界各国の婦人の心を鼓動し男子の心を鼓動せしめ、永く万世の恵となる可き光明の事業の基礎を据へ、汲むで竭きず磨して愈新たなる深長の教訓を与へし事跡を読むは、豈に亦無益ならずや」（徳富1894a, p.11）。40年前に欧州の東で起こった戦争を振り返り、今なお名声の誉れ高い一婦人の働きを回想しようとの趣旨である。

ナイチンゲールが戦場に派遣された背景には、英国陸軍における異常なほどの死亡率の高さがあった。日清戦争開戦にあたり、徳富蘆花（健次郎）は日本軍が英国陸軍の轍を踏む虞あることを見逃していない。

「此の戦争に初めに於いて、英仏の連合軍は近世史に著しき武勇の働きせしも、運送不便監督不行届の爲め、糧食は欠乏し、加ふるに陣営の衛生足らず、食なく衣なく薪なく適當なる病院看護者なきが爲めに、健康なる者は病み、病みたる者は死し、陣中は一大病疫窟となり。戦に臨むでは勇むで大砲の口にも立つ勇士も、片端より蠅の如く死し去り、あはれ遠征軍中には死の使の暴れ廻るとぞ見へける。歴史家の記せる所によるに、クリミア戦争中死亡者二万〇六百五十六人の内ち、戦死者の僅かに二千五百九十八人にして、一万八千〇五十八人は実に病院に斃れたる者なり」（徳富1894b, p.10）。戦闘によって死亡した者はわずかに13%、残りの87%は戦地での疾病で死亡したことを伝えている<sup>4</sup>。ただしクリミア戦争後に英国陸軍が公式発表した統計によれば、1854年4月から1856年6月まで26月間の陸軍の死亡者は1万7282人、そのうち疾病による死亡者は1万6211人（93%）となっている<sup>5</sup>。それにしても「或は一大隊悉く没し去れる者あり。或は一隊の中僅かに七名の健康者を剩せるあり。或は唯三十人を剩せるあり。病者傷者を運搬するに、四人の中一人は必ず死し、手足の裁断を行へる傷者の中、五分の四は死せるものあり。実にクリミア戦争初七ヶ月の間に死亡せる兵士の数は夥しき者にして、若し此の割合にして進まば、征討の全軍は一年

<sup>4</sup> ここで言う「歴史家」とはキングレークのことか。ロングモアは『英国陸軍医務局統計報告』を検討したうえで、「イギリス軍においては1854年-1856年までの作戦中の即死、負傷、病気による死亡者は1万8058人。このうち銃創、負傷により死者は1716人。これを除けば16297人が病気によって死亡したことになる」と書いている。Longmore, T., *The Sanitary Contrasts on the British and French Armies during the Crimean War*, 1883,p.8.

半にして死し尽す可き有様なりき」という記述は（徳富 1894b, pp.10-11）、戦地への大規模な派兵が現実のものとなったこの時期、〈40年前の他国の悲劇〉ではなかった。じっさい日清戦争における日本軍の戦死者 1 万 3249 人で、そのうち病死者は 1 万 1345 人、86%にも達した<sup>6</sup>。

徳富の記事はこのあと、野戦病院でのナイチンゲールの活躍を描き、ヴィクトリア女皇からの記念品の授与、看護婦学校の開設にも説き及んでいる。赤十字社との関連については記事の最後にこうある。

「女史がクリミア戦争の初めて戦地看護婦の実例を天下に示せしより十年、欧州諸国の有志瑞西の国都ゼ子ヴァに会して、戦争に於ける疾病者及負傷者の状態を改良するを図り、渾て戦地病院は中立とし、其内にある教く之を干繋する者は戦闘以外の者と做すもに定めたり。是れ所謂赤十字の濫觴にして、ナイチンゲール女史は此の道を先進として赤十字創立の事に直接間接の助けをなせること少なからざりき。赤十字！ 戦争猶已まず、戦備愈々盛なる十九世紀の中央に於て、遙かに四海一家万国同胞人情広義の平和帝国の微光をホノ見せたる暗夜の燈台！。ナイチンゲール女史のともせし光りは、此燈台の光のもととなりぬ」（徳富 189c, p.11）。蓋し名文というべきであろう。

徳富蘆花のこの記事は、クリミア戦争後の活動について（1）女王に拝謁を許され記念品を賜る、（2）国民からも多額の褒賞金が寄せられたが、これを私せず全額を看護婦学校設立の基金として拠出した、（3）これらの活動が国際赤十字社の事業のきっかけとなった、（4）看護、衛生関係の書籍を著したものの、公の席に出ることなく隠遁生活を送っているというすべての要素を描いており、その意味ではその後の日本におけるナイチンゲール伝の模範となった。「女王に拝謁を許され記念品を賜る」という記述は王室による権威づけを示しており、日本におけるナイチンゲール伝においても重要な要素である。

徳富蘆花『世界古今名婦鑑』（1898）はこの記事を取り、10年後の1904年3月日露戦争開幕時には、三浦秋水が徳富のこの記事を翻案し、下田（1908）も徳富蘆花のこの記事を翻案している。1894年（明治27）年には赤十字社従軍看護婦を主題にした「婦人従軍歌」（作詞・加藤義清、作曲・奥好義）も作られた。

#### 第4節 ナイチンゲールと博愛

日本では日清戦争、日露戦争を契機として日本赤十字社従軍看護婦の活躍が伝えられ、それにもなってナイチンゲール神話が広く流布していった。戦前の日本では、ナイチンゲールは赤十字社やジュネーブ条約から切り離されて語られることはむしろ稀だった。1886（明治19）年11月、国

<sup>5</sup> *Medical and Surgical History of the British Army which served in Turkey and the Crimea during the War against Russia in the Years 1854-55-56*, in 2 vols. London, 1858. *Parliamentary Papers*, 1857-58, 38. Accounts and Papers; thirty volumes, 6-part I; Army; Health of the Army in Turkey and the Crimea; Session 3 December 1857-2 August 1858; Vol.XXXVIII, Part I, から松野が算出した。なお『対ロシア戦争における陸軍医務局の歴史』はクリミア戦争当時の陸軍医務局の公式報告書。第1巻（560ページ）は各部隊ごとの報告。第2巻（530ページ）は病因ごとの報告。第1巻396ページ以降は付録。

<sup>6</sup> 板倉聖宣・重弘忠晴『日本の戦争の歴史』仮説社刊、1989年、p.75。



際赤十字連盟への加入を契機に日本赤十字社はその支部として再編されたが、この国際赤十字社ないし日本赤十字社を象徴するにうってつけの人物がナイチンゲールだったのである。赤十字条約実現のきっかけを作った功績はアンリ・デュナン（Jean Henri Dunant, 1828-1910）にあるとはいうものの、デュナンの社会的な肩書は篤志宗教家というべきもので、彼の事跡を語ろうとすればキリスト教についての説明が多くなりすぎる。キリスト教圏ではともかく、それでは日本ではどうも理解されない。その点、かつて戦場に派遣されたナイチンゲールは赤十字社従軍看護婦の嚆矢としての位置にある。加えてナイチンゲールは自ら看護団を編成したときから、特定の宗派を越えた非宗教的性格を持たせることに腐心していたし、少なくとも彼女自身は世俗の民間人としての性格を保持するべく実に慎重に行動していた。そのため、民族や宗教を越える道徳的項目＝「博愛」を体現する人物としてはナイチンゲールのほうがずっと好都合だった。それに何といっても未婚の貴婦人の方が訴求効果は抜群に高い。戦前から「巷ではナイチンゲールが赤十字社を創設したがごとき誤解されている」と指摘されてきたが、そのような誤解を招くべく、意図的な象徴操作が行われてきたと言うべきだろう。

さて、こうした事情があつて戦前の日本においてナイチンゲールは赤十字社を象徴し、国定修身教科書では「博愛」という徳目に関連づけられて語られていくのだが、当時の社会にあつて「博愛」とは、決して〈腑の抜けたあやふやかな心がけ〉などではなかったことを強調しておく必要がある。1945年以前の日本社会において「博愛」とは軍国主義や「忠君愛国」と相反するどころか、「軍国」も「忠君」も「愛国」も、「博愛」なくしてはその正当性を失いかねないほど切実な関係にあつた。そもそも徴兵制が現に機能しており、戦争勃発の可能性が常態化していた戦前の日本社会にあつては、一般成人男子が海外に派兵され、実際に戦闘に参加する事態も稀ではなかった。なればこそ「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」との教育勅語の一節は今日とは比較にならないほど迫真性を帯びていたのである。そして戦闘にあたっては非戦闘員に危害を加えぬのは勿論のこと、敗軍の将兵を辱めず、捕虜を虐待せず、敵味方の別なく救護してこそ、初めて戦争の究極の目的が完遂せられる。なぜなら敵国人民が自ら帰順してこそ真の平和が実現するのだから。同時に戦闘の帰趨によってのみならず、国際世論を味方につけてこそ和平交渉で優位性を確保できる。だから万国公法＝戦時国際法に悖る行為があれば、自国の利益に甚大な損害をもたらしかねない。プロイセンの軍事研究家クラウゼヴィッツが喝破した如く、まことに戦争は政治的交渉の延長にすぎない。だいいち戦場で婦女子を凌辱し、人民に暴虐を振るうようなことがあれば「正義を実現する天皇の軍隊」は忽ちその正当性を失うではないか。「教育勅語」が「博愛衆ニ及ホシ」と謳った理由は実にここにある。じっさい、国民道徳における「博愛」の程度如何は、外交上の大きな課題となつてのしかかつていた。すなわち「博愛」を基礎とする赤十字条約は、日本にとって欧米各国との間で交わされた最初の対等な国際条約であり、日本国政府の国際赤十字連盟への加入は、「東洋の文明国」の証となつていた。それは裏をかえせば、日本が近隣アジア諸国に対して不平等条約を強い得る根拠にもなつていたのである。ナイチンゲールという人物像に仮託されていた「博愛」とは、戦争をも含む広義の国際政治外交に直結する事項であり、博愛的行為は戦場においてこそ、もっとも厳しく国民に要求されていたのである。

以上のような社会的背景を鑑みれば、ナイチンゲールについての物語は、戦争をも含んだ広義の国際外交の文脈の中で読み解かれるべき理由が得心いくのではないか。したがってただ女性史論の一部として、あるいは看護婦論の一部としてしかナイチンゲールを扱わないのであれば、この人物像に含意された重要な歴史的意味を見逃し、近代日本道德教育史におけるこの人物の意義を見誤る結果となろう。

---

### 【文献一覧】

- ・関新三編訳『古今万国英婦列伝』集賢閣刊, 1877 (明治 10) 年, 国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収 (以下「D.L.M.E.」と表記)。
- ・田島象二『西国烈女伝 第一編』弘令本社刊, 1881 (明治 14) 年, D.L.M.E.
- ・筆者不詳「新報 京都看護病学校」『女学雑誌』第 26 号, 1886 (明治 19) 年 6 月 15 日。
- ・筆者不詳「佳伝 ナイチンゲールの伝 第一」『女学雑誌』第 31 号, 1886a (明治 19) 年 8 月 5 日。
- ・筆者不詳「佳伝 ナイチンゲールの伝 第二」『女学雑誌』第 32 号, 1886b (明治 19) 年 8 月 15 日。
- ・筆者不詳「佳伝 ナイチンゲールの伝 第三」『女学雑誌』第 37 号, 1886c (明治 19) 年 10 月 5 日。
- ・田島象二『婦女立志 欧州美談』広知社刊, 1886 (明治 19) 年 12 月, D.L.M.E.
- ・筆者不詳「佳伝 ナイチンゲールの伝」『女学雑誌』第 85 号, 1887 (明治 20) 年 11 月 9 日。
- ・砲兵第一聯隊編『砲兵教科提要 第二編付録』砲兵第一聯隊刊, 1888 (明治 21) 年 6 月, D.L.M.E.
- ・宮井悦之輔編『軍人緊要 護国の礎』五車書樓刊, 1889 (明治 22) 年, 2 月, D.L.M.E.
- ・歩兵第十六聯隊編『兵卒教授書』〔新潟県新発田町〕同連隊刊, 1889 (明治 22) 年, D.L.M.E.
- ・河井源蔵著『軍人読本』有則軒刊, 1889 (明治 22) 年, D.L.M.E.
- ・筆者不詳「フロレンス。ナイチンゲール」『国民新聞』第 62 号, 1890 (明治 23) 年 4 月 3 日付録。
- ・大竹多気「ナイチンゲール嬢の事を記す」『少年園』第 4 巻第 44 号, 1890 (明治 23) 年 8 月。
- ・シー・カルクス著, 北山初太郎訳『フロレンス・ナイチンゲール』秀英舎刊, 1890 (明治 23) 年 11 月。
- ・石黒忠恵『赤十字幻燈演述』日本赤十字社刊, 1891a (明治 24) 年 10 月, D.L.M.E.
- ・石黒忠恵『赤十字幻燈演述の大意』日本赤十字社刊, 1891b (明治 24) 年 10 月, D.L.M.E.
- ・シー・カルクス著, 北山初太郎訳『西洋徳婦美談』北山初太郎刊, 1892 (明治 25) 年 1 月。
- ・筆者不詳「フロレンス, ナイチンゲール嬢小伝一」『日本赤十字』第 1 巻第 5 号, 1892 (明治 25) 年 5 月。
- ・筆者不詳「フロレンス, ナイチンゲール嬢小伝二」『日本赤十字』第 1 巻第 7 号, 1892 (明治 25) 年 8 月。
- ・筆者不詳「フロレンス, ナイチンゲール嬢小伝 (其三)」『日本赤十字』第 1 巻第 8 号, 1892 (明治 25) 年 9 月。
- ・竹越竹代『婦人立志篇』警醒社刊, 1892 (明治 25) 年 11 月, D.L.M.E.
- ・石黒忠恵『改訂 赤十字幻燈演述』日本赤十字社刊, 1893 (明治 26) 年 3 月, D.L.M.E.
- ・桜井ふき子『婦人立志伝』一二三館刊, 1893 (明治 26) 年 10 月, D.L.M.E.
- ・徳富廬花「史談 修羅場裡の天使 (上) (ナイチンゲール女史の事跡)」『家庭雑誌』第 4 巻第 36 号, 1894 (明治 27) 年 8 月。
- ・徳富廬花「史談 修羅場裡の天使 (中) (ナイチンゲール女史の事跡)」『家庭雑誌』第 4 巻第 37 号, 1894 (明治 27) 年 8 月。
- ・徳富廬花「史談 修羅場裡の天使 (下) (ナイチンゲール女史の事跡)」『家庭雑誌』第 4 巻第 38 号, 1894 (明治 27) 年 8 月。
- ・アツキンソン著, 村上俊吉訳『赤十字社と看病法の起源』村上俊吉刊, 1895 (明治 28) 年 4 月, D.L.M.E.
- ・有賀長雄「日本赤十字社の優点」『日本赤十字』第 40 号, 日本赤十字社刊, 1895 (明治 28 年)。
- ・松平乗丞「ミス, ナイチンゲール」『日本赤十字』第 42 号附録, 1896 (明治 29 年) 1 月。
- ・石黒忠恵述『増訂 赤十字幻燈演述』日本赤十字社刊, 1897 (明治 30) 年 3 月 18 日第三版印刷, 明治 30 年 3 月 22 日第三版発行, D.L.M.E.
- ・徳富廬花『世界古今名婦鑑』1898 (明治 31) 年 5 月, 民友社刊, D.L.M.E.
- ・村田勤『古今仁人伝』警醒社書店刊, 1898 (明治 31) 年 12 月, 同志社大学所蔵。
- ・開拓社編『東西 名婦の面影』開拓社刊, 1900 (明治 33) 年 5 月, D.L.M.E.

- ・中内蝶二「史伝 ナイチンゲール女史 上」『女学世界』第1巻第7号, 1901a (明治34)年。
- ・中内蝶二「史伝 ナイチンゲール女史 下」『女学世界』第1巻第9号, 1901b (明治34)年。
- ・永山盛良編『泰西名婦伝』, 勢陽堂刊, 1901 (明治34)年3月, D.L.M.E.
- ・安孫子貞治郎訳, 中村諦梁記「フロレンス ナイチンゲール」『人道之偉人』東京評論社編, 中庸堂刊所収 1901 (明治34)年5月, D.L.M.E.
- ・勁林園主人『西洋傑婦伝 第二編 ナイチンゲール』東洋社刊, 1901 (明治34)年7月。
- ・マーデン著, 中村敬三訳『品性之修養』大日本実業学会刊, 1903 (明治36)年9月, D.L.M.E.
- ・松濤庵「修養時代のナイチンゲール」『女鑑』国光社刊, 第13巻第20号, 1903 (明治36)年10月。
- ・加藤眠柳(米司)『女子立志編』内外出版協会刊, 1903 (明治36)年10月, D.L.M.E.
- ・本田憲之『赤き十字架』警醒社刊, 1903 (明治36)年11月, D.L.M.E.
- ・三浦秋水(寛玄)『戦争と婦人』文明堂刊, 1904 (明治37)年3月, D.L.M.E.
- ・下田歌子『大和なでしこ臨時増刊 近世名嬢伝』第8巻第11号, 大日本女学会刊, 1908 (明治41)年9月。
- ・村田 勤『フロレンス・ナイチンゲール』警醒社刊, 1910 (明治43)年8月。
- ・日本赤十字社編『日本赤十字社発達史』日本赤十字社刊, 1911 (明治44)年, D.L.M.E.
- ・高橋正熊『名婦伝 第一編 ナイチンゲール』内外出版協会刊, 1913 (大正2)年4月。
- ・吉川龍子「明治期刊行のナイチンゲール伝記について—『婦人立志編』をめぐって—」『総合看護』1982年1号。
- ・吉川龍子「近代日本におけるナイチンゲール伝記について」『総合看護』1988年2号。
- ・アンリー・デュナン著, 寺家村博訳『ソルフェリーノの記念』メジカルフレンド刊, 1988年8月。
- ・金井一薫「ナイチンゲール関係・邦文文献目録」『ナイチンゲール研究 第1号』1990年10月, 121-132ページ。
- ・E. クック著, 中村妙子, 友枝久美子訳『ナイチンゲール その生涯と思想』時空出版刊, 1994年。
- ・稲垣久子「明治日本のナイチンゲール伝」『ことばと文化』静岡県立大学英米文化研究室編, 1997年。
- ・金井きよみ「付録 フロレンス・ナイチンゲールに関する文献目録(邦文編)」『ナイチンゲール著作集第3巻』現代社刊, 1977年, 501-511ページ。
- ・土屋直人「明治末期における小学校国民的教材『外交』『国交』の検討—高等小学読本・修身書の記述内容と明治後期『国民的教材』論—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』第10号, 1999年ほか。
- ・オリーヴ・チェックランド著, 工藤教和訳『天皇と赤十字』法政大学出版刊, 2002年。
- ・北野進『赤十字のふるさと ジュネーブ条約をめぐって』雄山閣刊, 2003年。